

事業承継加速化事業認定公募要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響等による後継者不在の中小企業者等の廃業を未然に防止し、地域の雇用の維持や技術・技能の伝承を図るため、経営資源の引継ぎに取り組むことを目的とした事業を募集する。

2 認定対象者

中小企業者等の経営資源を引き継がせる者（以下「被承継者」という。）と経営資源を引き継ぐ者（以下「承継者」という。）との間で経営資源の引継ぎを行う事業について、受け手側となる承継者を支援するものであり、認定対象者となる承継者は以下の要件を満たすものとする。

県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等であること（承継時において、県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等であると見込まれる場合を含む。）

被承継者の特別関係者でないこと。

認定申請の日から起算して1年以内において、被承継者の資本関係者でないこと。

県税、法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。又は、納税に関して、正式な猶予の手続きを経ていること。

宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び個人でないこと。

暴力団、暴力団員、又はそれらの統制下にある団体及び個人でないこと。

各用語の定義については、別表1及び認定要領の第2条をご確認ください。

3 認定対象事業

被承継者と承継者との間で中小企業者等の経営資源の引継ぎを行う事業であり、以下の要件を満たすものとする。

被承継者は県内に本店又は主たる事業所若しくは支店又は従たる事業所を有する中小企業者等であり、承継者は被承継者からその経営資源の一体的な引継ぎを受けること。

事業承継の実施手法が株式の譲渡及び取得の場合、実施前は、被承継者（複数の場合を含む。）が議決権の過半数を有しており、実施後は、承継者が議決権の過半数を有し、かつ、被承継者は一切の議決権を有しないこととなること。

事業承継の実施手法が株式の譲渡・取得ではない場合、前号と同様に、被承継者から承継者への経営権の承継が行われていると認められること。

事業承継の実施により、雇用継続を希望する従業員が引き続き雇用されること。

事業承継後の事業継続についての懸念が認められないこと。

認定を受けようとする事業計画について、長崎県事業承継・引継ぎ支援センター又は同センターに登録されている民間支援機関の支援を受けていること。

上記のほか、本事業の趣旨を逸脱するものと認められないこと。

認定対象事業と認められないもの

- ・グループ内の事業再編（親会社が関連会社を吸収合併するなど）を目的とした事業
- ・被承継者が所有する設備の売買のみで、経営権の引継ぎがなされていない事業
- ・被承継者と承継者が連合して譲渡価格を不当に吊り上げていると判断できる事業

4 補助対象経費

本認定事業者に交付する補助金の対象経費は、下表に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

| 補助対象経費 | | 補助率 | 補助金額の範囲 |
|--------|--|-----------|--|
| 経費区分 | 内容 | | |
| 取得費 | 株式取得、事業譲受に要する経費 ・株式譲渡契約における譲渡対価 ・事業譲渡契約における譲渡対価 など | 1/2 以内 | 限度額 1者当たり 1,000万円 本事業を通じた補助金の総額 |
| 外注費 | 第三者への外注（請負・委任等）に要する経費 ・財務アドバイザーもしくは仲介者等への成功報酬 ・専門家へのデューデリジェンス実施に係る費用 ・司法書士への不動産登記に係る費用 など | | |
| その他の経費 | 上記の他、知事が必要と認める経費 | | |

- ・上表に掲げる経費であっても、事業認定の通知日より前に決済された経費は補助対象となりません。
- ・公租公課（消費税及び地方消費税を含む。）は補助対象となりません。

5 応募手続き

応募先（郵送のみ）

〒850-8570 長崎市尾上町3 - 1

長崎県 産業労働部 経営支援課 経営支援班

「簡易書留」、「レターパック」など郵便物が追跡できる方法で郵送してください。

募集期間

令和2年10月28日（水）～ **令和3年12月28日（火）**【当日消印有効】

事業計画の検討段階での県への事前のご連絡をお願いします。

応募書類

- ・認定申請者は以下の書類を提出してください。

認定申請書 （様式第1号）

事業者概要 （様式第2号）

事業計画書 （様式第3号）

被承継者の事業者概要 （様式第4号）

収支予算書 （様式第5号）

誓約書 （様式第6号）

その他知事が必要と認める書類

- ・認定申請者が法人の場合や認定申請者が個人であっても、事業目的に直接関係する法人がある場合は、以下の書類を提出してください。

法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

直近 2 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、又はこれらに相当する書類

直近 2 事業年度の各決算日時点の株主名簿、出資者一覧、又はこれらに相当する書類

直近 2 事業年度の確定申告書に添付された別表二の写し

『事業目的に直接関係する法人』

例えば、A社の社長かつ筆頭株主である個人が、承継者として同業種のB社の株式を取得し、A社とB社双方での事業規模拡大を図る事業計画におけるA社を、『事業目的に直接関係する法人』とする。

- ・認定申請者が個人の場合は、以下の書類を提出してください。なお、 については、創業者は提出不要です。

認定申請者本人を確認する書類の写し

直近 2 年分の確定申告書の写し

提出部数

各 1 部

審査の方法

応募書類に基づき、本事業の趣旨に合致し、認定要件を満たしていることを確認します。なお、必要に応じて、応募書類の内容等について電話等にて確認させていただくことがあります。

また、認定申請を受け付けた順に審査に入り、審査が完了次第、その結果をお知らせします。

6 その他

次に該当する事業計画は認定できません。

- ・被承継者が補助事業の実施後も引き続き経営権を有する場合など、実質的に事業承継と認められないもの
- ・認定申請者が実質的な事業の実施主体でないと認められるもの
- ・補助対象経費について、国、県又はこれらの関係団体等からの補助金等（国の持続化給付金、県の休業要請協力金等の営業全般の継続支援を目的とするものは除く）の交付を受けているもの
- ・事業認定の通知日より前に決済された経費が補助対象経費に含まれているもの

納税の猶予を受けている事業者は、納税後に納税証明書を提出する必要があります。

- ・納税証明書に代えて納税の猶予許可通知書等に基づいて交付決定を受けた事業者は、定められた猶予期限までに未納税額を納付することとし、納税後速やかに、納税証明書を県に提出してください。

補助金の交付は、事業承継に係る資金決済、株式の名義変更、不動産の所有権変更の登記など全ての手続き完了後となりますので、ご注意ください。

- ・事業認定済みもしくは補助金交付決定済みであっても、事業承継が実現しなかった場合は、仮に決済が完了している経費があったとしても、補助金は交付されません。

以下に同意の上、事業計画を申請してください。

- ・補助事業の実施後において、補助金交付先一覧として必要な事項（被承継者が特定される情報を除く）を県庁ホームページに掲載すること。
- ・承継を受けた事業を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年以内に中止した場合など、補助金の交付決定の取り消しを受けた場合は、速やかに補助金を県に返還すること。

実施要綱 第18条（補助金の交付の決定の取消し等）を参照ください。

7 お問い合わせ先

長崎県 産業労働部 経営支援課 経営支援班 担当：鬼崎、園田、吉田

（電話）095-895-2651 （E-mail）keishi_hojyo@pref.nagasaki.lg.jp

県では、情報セキュリティ体制を強化しており、メールが届かない場合がありますので、電話での受信確認をお願いいたします。

別表1 中小企業者等

中小企業者等

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体及びそれに準ずるものとして知事が特に支援が必要と認める団体をいう。ただし、「みなし大企業」は除くものとする。

[注1] 中小企業者（中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号）

| 業種 | 中小企業者 （下記のいずれかを満たすこと） | |
|---|--------------------------|-----------------|
| | 資本金の額 または出資の総額 | 常時使用する 従業員の数 |
| 製造業（下に掲げるゴム製品製造業を除く）、 建設業、運輸業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、 旅館業を除く） | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |

上表は抜粋であるため、詳細は認定要領の別表1をご確認ください。